

平成 20 年 6 月 7 日

第 8 回 通常総会 議案書  
報告事項 定款細則の改訂 (p.15～16)

(訂正)

定款改定事項	
現状の記載内容 (誤)	訂正後の記載内容 (正)
<p>細則 第 2 章 会員 【入会資格】 第 2 条 (中略) 2 定款第 6 条第 2 号で規定する準会員の入会資格をつぎのとおり定める。 (中略) <del>(1)-(2)</del> <u>米国のいずれかの州の F E 試験に合格した者で理事会の承認を得た者 (E I T 会員と呼ぶ)</u>。これらの者は、原則として日本在住者とするが、赴任・留学等で一時期外国に居住する者も認める。</p>	<p>細則 第 2 章 会員 【入会資格】 第 2 条 (中略) 2 定款第 6 条第 2 号で規定する準会員の入会資格をつぎのとおり定める。 (中略) <del>(1)-(2)</del> <u>NCEES (全米 PE 試験協議会) が行う F E 試験に合格した者で理事会の承認を得た者 (E I T 会員と呼ぶ)</u>。これらの者は、原則として日本在住者とするが、赴任・留学等で一時期外国に居住する者も認める。</p>

(追加)

現在の定款	定款改定事項
<p>細則 第 1 章 目的および事業 【特定非営利活動法人】 第 1 条 (中略) 2 定款第 4 条第 1 項第 2 号で規定する社会教育とは、P E 会員・E I T 会員等を対象とした専門技術教育および倫理教育などをいう。</p>	<p>細則 第 1 章 目的および事業 【特定非営利活動法人】 第 1 条 (中略) 2 定款第 4 条第 1 項第 2 号で規定する社会教育とは、P E 会員・<u>準 P E 会員</u>・E I T 会員等を対象とした専門技術教育および倫理教育などをいう。</p>